



島根県報

平成21年5月19日（火）

号外 第 107 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ” ） 3

告 示

島根県告示第409号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長			
県道	美保関八束松江線	松江市美保関町下宇部尾地先から同地先まで	前	メートル 7.50～14.80	メートル 94.00	仮設道撤去	
			後	7.50～9.00	94.00		
"	"	松江市八束町入江1228番地先から同1032番地先まで	前	32.00～43.00	134.00	松江県土整備事務所 不用物件発生 土地所有者へ返還	
			後	22.00～33.00	134.00		
"	"	松江市八束町江島地先から同地先まで	前	A	3.75～5.50	185.00	左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 仮設道撤去
				B	7.00～9.00	195.00	
			後 B	7.00～9.00	195.00		
"	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷1063番1地先から同地先まで	前	13.50～49.00	100.00	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	22.50～67.50	100.00		
"	別府川本線	邑智郡川本町大字多田9番10地先から同10番6地先まで	前	7.00～20.00	55.00	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	13.00～23.00	55.00		

島根県告示第410号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成21年5月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	美保関八束松江線	松江市八束町入江1239番地先から同1032番地先まで	メートル 375.00	平成21年 5月19日	松江県土整備事務所	
〃	出雲路自転車道線	出雲市松寄下町599番92地先から同町577番26地先まで	195.00	平成21年 5月20日	出雲県土整備事務所	
〃	大社立久恵線	出雲市松寄下町599番8地先から同市高松町1245番2地先まで	227.00	平成21年 5月20日		